

音羽台高齢者在宅サービスセンター
訪問介護・第1号訪問介護事業

< 運営規程 >

令和6年6月

訪問介護・第1号訪問介護 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人翠生会が開設する音羽台高齢者在宅サービスセンター（以下、「事業者」という。）が行なう指定訪問介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護・要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者等の意思及び人格を尊重し、訪問介護サービス計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 1 名称 音羽台高齢者在宅サービスセンター
- 2 所在地 東京都板橋区成増四丁目33番1号

第2章 従業者の職種及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一 管理者：1名

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行います。

二 サービス提供責任者（訪問介護）：1名以上（利用者40名につき1名）

訪問事業責任者（第1号訪問介護）：1名以上

事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行います。

三 訪問介護員等：訪問介護：2.5名以上、第1号訪問介護：1名以上(共に常勤換算)

介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者、実務者研修修了者、訪問介護員研修1～2級課程修了者が、訪問介護の提供に当たります。

（1号訪問介護の生活援助訪問サービスは「一定の研修受講者」も従事できる。）

第3章 営業日及び営業時間

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

一 営業日 日曜日から土曜日までとします。

二 営業時間 午前7時から午後7時までとします。

ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

第4章 同意と契約

第6条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第7条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望するものが提示する被保険証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第5章 サービスの提供

第8条（訪問介護の内容）

訪問介護の内容は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供することとします。

2 第1号訪問介護の内容は、利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる支援、また、自立支援の観点から地域の住民による自主的な取り組み等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても、考慮し行います。

第9条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護・要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行なうことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その訪問介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

4 事業者は、従業者がサービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

- 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、訪問介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第10条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は板橋区成増・三園・赤塚・赤塚新町・四葉・大門・高島平としますが、対応可能な場合はこの限りではありません。

第11条（利用料及びその他の費用）

訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額、第1号訪問介護を提供した場合の利用料金は区市町村が定めた額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 3 通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとします。

<訪問介護>

■介護報酬告示額

（1）基本料金

特定事業所加算Ⅱを乗じた単位数	単位数	利用金額	負担金額	負担金額	負担金額
訪問介護・身体介護の場合			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満	179単位	2,545円	255円	509円	764円
20分以上30分未満	268単位	3,812円	382円	763円	1,144円
30分以上60分未満	426単位	6,038円	604円	1,208円	1,812円
60分以上90分未満	624単位	8,854円	886円	1,771円	2,657円
訪問介護・生活援助の場合			(1割)	(2割)	(3割)
20分以上45分未満	197単位	2,791円	280円	559円	838円
45分以上60分未満	242単位	3,431円	344円	687円	1,030円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合					
25分毎（70分以上を限度）	72単位	1,020円	102円	204円	306円

（2）加算料金等

夜間加算（午後6時から午後10時まで）	所定単位数×25%
早朝加算（午前6時から午前8時まで）	所定単位数×25%

初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月		
	1割負担金額 284円	2割負担金額 568円	3割負担金額 852円

緊急時訪問加算 (利用者、家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合)	100単位/回		
	1割負担金額 143円	2割負担金額 285円	3割負担金額 428円
生活機能向上連携加算 (I) (サービス提供責任者が、医師・リハビリテーション専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的に入れた訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)	100単位/月		
	1割負担金額 143円	2割負担金額 285円	3割負担金額 428円
生活機能向上連携加算 (II) (サービス提供責任者、医師・リハビリテーション専門職それぞれが利用者宅を訪問して共同でカンファレンスを行い、利用者の生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)	200単位/月		
	1割負担金額 284円	2割負担金額 568円	3割負担金額 852円
口腔連携強化可算 (口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合)	50単位/月		
	1割負担金額 71円	2割負担金額 142円	3割負担金額 212円

*介護報酬告示額に、介護職員等処遇改善加算 I (所定単位数×24.5%) 地域区分毎の加算(1単位=11.4円)をかけて計算した金額です。

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

*やむを得ない事情で、かつ、利用者又はその家族の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

■その他費用

(1) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

(2) キャンセル料金

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の10%
ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の25%
ご連絡なく訪問した場合	全額

<第1号訪問介護>

■介護報酬告示額

(1) 基本料金

	単位数	利用金額	負担金額	負担金額	負担金額
予防訪問サービス			(1割)	(2割)	(3割)
週1回(1か月につき)	1,176単位	13,406円	1,341円	2,682円	4,022円
週2回(1か月につき)	2,349単位	26,778円	2,678円	5,356円	8,034円
週3回(1か月につき)	3,727単位	42,487円	4,249円	8,498円	12,747円
生活援助型訪問サービス					
週1回 60分以内(1か月につき)	1,006単位	11,468円	1,147円	2,294円	3,441円
週2回 60分以内(1か月につき)	2,012単位	22,936円	2,294円	4,588円	6,881円

(2) 介護職員等処遇改善加算 I

予防訪問サービス			(1割)	(2割)	(3割)
週1回(1か月につき)	288単位	3,283円	329円	657円	985円
週2回(1か月につき)	575単位	6,555円	656円	1,311円	1,967円
週3回(1か月につき)	913単位	10,408円	1,041円	2,082円	3,123円
生活援助型訪問サービス					
週1回 60分以内(1か月につき)	246単位	2,804円	281円	561円	842円
週2回 60分以内(1か月につき)	493単位	5,620円	562円	1,124円	1,686円

(3) 加算料金

初回加算 (初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合)	200単位/月		
	1割負担金額 228円	2割負担金額 456円	3割負担金額 684円
生活機能向上連携加算 (I) (サービス提供責任者が、医師・リハビリテーション専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的に入れた訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)	100単位/月		
	1割負担金額 114円	2割負担金額 228円	3割負担金額 342円
生活機能向上連携加算 (II) (サービス提供責任者、医師・リハビリテーション専門職それぞれが利用者宅を訪問して共同でカンファレンスを行い、利用者の生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)	200単位/月		
	1割負担金額 228円	2割負担金額 456円	3割負担金額 684円
口腔連携強化可算 (口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合)	50単位/月		
	1割負担金額 57円	2割負担金額 114円	3割負担金額 171円

*利用金額は(1)基本料金(2)介護職員等処遇改善加算I(3)加算料金の介護報酬告示額に地域区分毎の加算(1単位=11.4円)をかけて計算した金額です。

*介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。

■その他費用

(1) 交通費

通常の事業実施地域を越えた地点から訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

第12条(利用料の変更等)

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

第13条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、常に下記の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第14条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、必要なマニュアルを整備し研修を行います。

第15条（衛生管理・感染症予防に関する対策）

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

- 2 感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。
- 3 新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（感染BCP）に基づいて対応します。

第16条（守秘義務）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

- 2 退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としてしています。

第17条（身体拘束の適正化）

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

第18条（高齢者虐待の防止に関する対策）

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

0

第19条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第7章 緊急時、非常時の対応

第20条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第21条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに区市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第22条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（災害BCP）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

第8章 その他

第23条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第24条（勤務体制）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の体制を定めます。

- 2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 従業者は、身分を証する書類を携行し必要に応じて提示します。

第25条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結から5年間保存するものとします。

第26条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、東京都国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、東京都国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第27条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成20年10月1日から施行します。

平成26年 4月 1日改定

平成26年 9月 1日改定

平成27年 8月 1日改定

令和 1年10月 1日改定

令和 3年 4月 1日改定

令和 4年 4月 1日改定

令和 5年11月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 6年 6月 1日改定